

福祉貸付一時金の貸付



困ったとき、社協又は民生委員へご相談ください

福祉貸付一時金の貸付制度

栄町社会福祉協議では、わずかな出費等によって生活を脅かされる恐れがある場合に対し貸し付けを行っています

貸付対象者は

- 栄町に6ヶ月以上在住し、住民票がある方
- 交通遺児や低所得世帯の方

こんな方は、対象外です

- 借金がある方
- 他の貸付制度を利用した方など

■お問合せ先	栄町社会福祉協議会(栄町役場内)
■電話	TEL 0476-95-1100 FAX0476-95-3456
■E-mail	sakae-shakyo@mc.point.ne.jp
■ホームページ	http://www.green.dti.ne.jp/sakae-shakyo